

第2章 本市の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

世界では、気候変動や貧困などのさまざまな問題に直面する中で、2015年（平成27年）にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGsが掲げられました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ、地球の5つの要素について2030年（令和12年）を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、地球環境の保全と、豊かさの追求を両立することを目的としています。SDGsでは、経済成長・社会的包摂・環境保護に関する課題に、統合的に取り組むことで持続可能な社会へ変革することが求められており、各国政府は当事者意識を持って17の目標の達成に向けた国内的枠組を確立するよう期待されています。

◆SDGsを構成する5つの要素



出典：国際連合広報センター

◆SDGsの17の目標

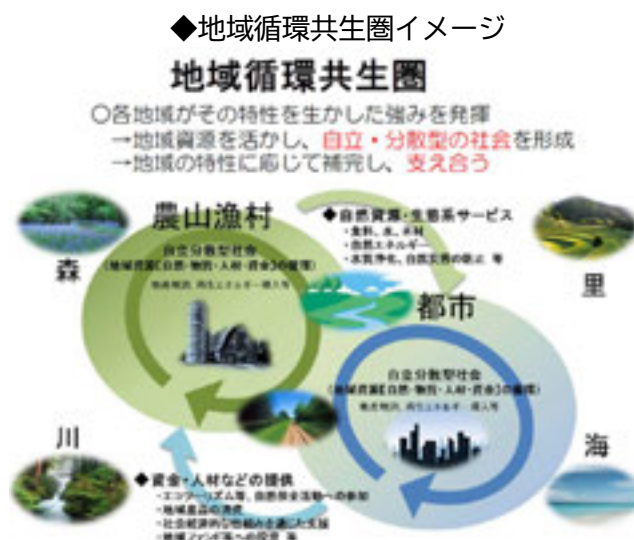
<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）（外務省）

(2) 国の第五次環境基本計画

2018年(平成30年)に閣議決定された「第五次環境基本計画」は、SDGs、「パリ協定」後に初めて策定された環境基本計画であり、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏*」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくこととしています。



出典：環境省

(3) 生物多様性をめぐる動向

1992年(平成4年)に開催された「地球サミット」において、「生物の多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」の3つを目的とした「生物多様性条約」が採択されました。

生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐため2010年(平成22年)に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(Conference of the Parties 10、以下、COP10)*において「愛知目標」が採択されました。「愛知目標」は、2020年(令和2年)を達成年とし、20の目標が掲げられていましたが、2020年(令和2年)時点では目標は達成されておらず、達成できた要素は全体の約1割と報告されています。

2020年(令和2年)以降の国際目標については、2021年(令和3年)に最初の公式草案が公表され、2050年(令和32年)までに自然と共生する世界を実現するための2030年(令和12年)に向けた行動目標として、全世界の陸地及び海域の30%を保護区のシステムにより保全すること、侵略的外来種の導入率を50%以上削減することなどを求めています。

国では、ポスト愛知目標に向かって、「SATOYAMA イニシアティブ*」の更なる展開、グリーンインフラ*など生態系を基盤とした気候変動対策や防災・減災対策(Eco-DRR*)、経済活動における生物多様性への配慮、物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処などを重視していくこととしています。

(4) 循環型社会をめぐる動向

■第四次循環型社会形成推進基本計画

2018年(平成30年)に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次計画では、SDGsの考え方を活用し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

■食品ロス*対策

日本では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスは、SDGsのターゲットの1つとして取り上げられるなど、世界的に解決すべき課題となっています。こうした状況を踏まえ、2019年(令和元年)に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020年(令和2年)には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

■プラスチックごみ対策

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、SDGsのターゲットの1つにも「2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられています。

プラスチックごみによる海洋汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であることから、国は、2019年(令和元年)に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、2020年(令和2年)には、プラスチック製買物袋が全国で有料化となるなど、海洋プラスチックごみの発生抑制対策が展開されています。

2021年(令和3年)には、「プラスチック資源循環戦略」を具体化するため、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(意見具申)」をとりまとめるとともに、同年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、2022年(令和4年)4月1日から施行される予定となっています。この法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体のプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable*)によりサーキュラーエコノミー*への移行を促進するために措置を講じようとするものです。

(5) 気候変動対策をめぐる動向

近年、地球温暖化の進行による気候変動や、その影響による自然災害の増加は、世界的に喫緊の課題となっています。2015年（平成27年）にフランスのパリで開催されたCOP21において採択された、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」では、参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力の追求を目標とし、今世紀後半に世界全体の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素化」が明言されました。これまでの「低炭素化」路線からの大きな転換点とされています。その後、2018年（平成30年）に開催された気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change、以下、IPCC）*において公表された「1.5℃特別報告書」では、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に食い止めるには、2010年（平成22年）のレベルに比べて、2030年度（令和12年度）までに二酸化炭素排出量を45%削減することが必要であり、2050年（令和32年）頃までに排出量を実質ゼロとする必要があると報告されています。

■国の温室効果ガス削減目標

国では、2020年（令和2年）に開会した臨時国会における、首相の所信表明演説の中で、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされました。この目標の達成に向け、2020年（令和2年）12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、2021年（令和3年）には、さらに具体化されました。この戦略では、「2050年カーボンニュートラル」を目指す上で取組が不可欠な14の重要分野ごとに、目標、現状の課題、今後の取組が明記されています。

◆「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における重要分野の整理図



2021年（令和3年）10月には、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。

■気候変動への適応

出典：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国では、気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進しています。また、2018年（平成30年）に「気候変動適応法」を施行し、2021年（令和3年）に新たな「気候変動適応計画」を閣議決定しました。計画では、「気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とし、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。

(6) 新型コロナウイルス感染症をめぐる動向

2020年(令和2年)に世界で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行し、WHOは同年3月に、新型コロナウイルス感染症がパンデミック(世界的な大流行)に至っているとの認識を示し、各国に対し一層の対策強化を求めました。

日本では、感染拡大防止と医療提供体制の崩壊を未然に防止するため、2020年(令和2年)4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が4月7日から5月25日の期間で発せられ、同年5月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から「新しい生活様式」の実践例が示されるなど、生活や経済へ大きな影響を及ぼしています。

以降も、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言は、関東圏において2021年(令和3年)1月8日から3月21日、4月25日から6月20日、7月12日から9月30日の期間で発出されています。

■地球温暖化への影響

新型コロナウイルス感染症の対策として、人やモノの移動が制限されたことで、世界のエネルギー需要が減少し、2020年(令和2年)の温室効果ガスや人為起源エアロゾル(大気中に浮遊する微粒子)等の排出量は、前年比で産業革命以降最も大きく減少しています。しかしながら、このような環境改善は一時的で、経済活動が元に戻ると、温室効果ガスや汚染物質のリバウンドが生ずる可能性が高い状況にあります。

そうした中、環境改善を一時的な現象で終わらせず、以前よりも持続可能な経済につくり変えようという議論が、国連や欧州を中心に進んでおり、日本においても、コロナ禍により経済が打撃を受けたことを契機として、そこからの経済復興において、地球温暖化対策を経済成長のカギとする「グリーンリカバリー*」方針が掲げられています。

■廃棄物への影響

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛、「新しい生活様式」の実践によるテレワークの増加などによって自宅で過ごす時間が長くなっています。また、テイクアウト商品やデリバリー、通販利用なども増加したことで、家庭から排出される使い捨て容器などのごみや段ボールなどの資源物の量が増加する傾向にあり、事業者から排出される一般廃棄物は減少する傾向にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や対策に伴い、使い捨てマスクやゴム手袋などの使用が増加したことや、外食から内食・中食へのシフトにより、使い捨てのプラスチック容器や食品トレーなどが増加したため、プラスチックごみが増えている状況にあります。

ごみの収集は、公衆衛生上非常に重要であり、このままごみの量が増え続けると、ごみの収集や処理に支障をきたすおそれがあります。ごみの収集が適切に維持・継続されるよう排出抑制に努めるとともに、止むを得ず大量に排出する場合には、ごみを一度に大量に出さず、何度かにわけなどの対策が必要となっています。

(7) 県の動向

■神奈川県環境基本計画

1996年（平成8年）3月に制定された「神奈川県環境基本条例」に基づき、県における環境施策を推進する上での基本的な計画で、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。2016年（平成28年）3月に改定した「神奈川県環境基本計画」では、基本目標の「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」の実現に向けて「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」及び「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの大柱を掲げています。

■かながわ生物多様性計画

「生物多様性基本法」に基づき、2016年（平成28年）3月に「かながわ生物多様性計画」を策定し、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標として掲げ、県内各地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、県民の生物多様性への理解を深め、保全のための行動を起こしていけるように取組を進めています。

■神奈川県循環型社会づくり計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即した、一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」を2017年（平成29年）3月に改訂し、「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して、循環型社会形成への取組を進めています。

■神奈川県地球温暖化対策計画

2021年（令和3年）3月に延長を行った「神奈川県地球温暖化対策計画」では、事業者や県民の自主的な温暖化対策の促進を図り、地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促すため、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。自然的経済的社会的状況に応じた「気候変動適応法」に関する施策を推進するための計画である「気候変動適応計画」を内包しており、気候変動に対する「適応策」として、①地球温暖化の影響の把握、②対策の研究、技術支援、③影響や対策についての普及啓発を進めています。

■かながわ気候非常事態宣言

2019年（令和元年）の台風第15号及び第19号により生じた、記録的な暴風や高波、高潮、大雨、土砂崩れ、浸水等により甚大な被害を受けており、今後も異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されることから、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組んでいく気候非常事態を2020年（令和2年）2月に宣言しました。

2 環境の現状と課題

(1) 生活環境

■環境の現状

大気環境は、概ね良好に維持されています。しかし、光化学オキシダント*は環境基準*に適合していないため、特定事業場や自動車等への発生源対策を進めています。

河川や海域の水質は、概ね良好な状態です。生物化学的酸素要求量（BOD）*などの一部の環境基準を達成できていない河川があり、工場排水及び畜産排水等への対策や、生活排水対策として公共下水道、浄化槽*の整備等を進めています。

地下水汚染は、市内の一部の井戸で地下水の環境基準を超過する地点が確認されているため、汚染が確認された井戸の監視を継続するとともに、新たな地下水汚染の状況を把握するために、地下水の監視を実施しています。

土壌汚染は、市内の一部の事業場等において汚染状態に関する基準等を超過する地点が確認されていますが、事業者に対する浄化等の必要な指導を行い、地下水汚染がみられた場合は関係事業者に対する周辺地域への拡大防止対策等の指導を行っています。また、有害物質の使用等がある事業場に対して監視・指導等を実施しています。

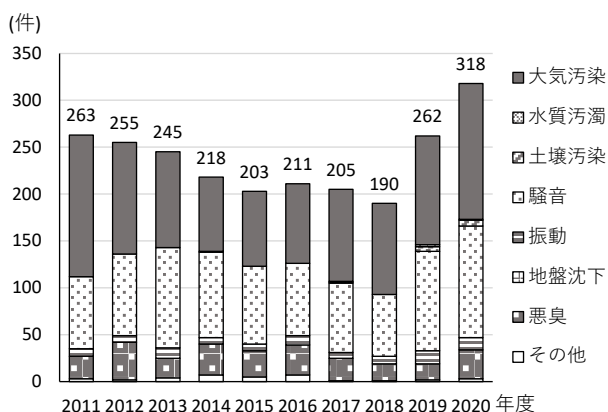
騒音は、一般環境騒音や自動車騒音の環境基準を一部超過していますが、道路路面の補修等の維持管理により低減を図っています。そのほか、事業所への改善指導や公共工事における騒音・振動の低減等を実施しています。

公害苦情件数は、2018年度（平成30年度）まで減少傾向でしたが、2019年度（令和元年度）から増加しました。苦情の種類別では、野焼きなど大気に関するものが最も多く、次いで建設工事などに係る騒音、飲食店などの営業に係る悪臭が多くなっています。

魅力ある都市景観を保全するため、景観に配慮した建築物の建築や緑地の確保を行うとともに、市民等による自主的な都市景観形成活動を支援しています。

市内には、国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があり、これらの文化・歴史的資源を適切に保全・管理するとともに、文化財に関する調査成果の刊行や、小学生のための郷土資料講座の実施など周知・活用を図っています。

◆苦情受付件数の推移



◆自動車排出ガス測定局（藤沢橋）



■今後の課題

- 大気を良好な状態に保つため、継続的な監視及び発生源への対策に取り組んでいく必要があります。
- 土壌・地下水の汚染防止のため、汚染状況の継続的な監視及び規制対象事業場を中心に監視・指導等を行っていく必要があります。
- 河川及び海域の水質汚濁の改善及び水質の保全のため、今後も公共下水道の整備や生活排水処理施設の整備を進めるとともに、工場排水や畜産排水の監視と事業場に対する指導、環境保全型農業などの環境に配慮した農業の推進が求められます。
- 苦情件数が増えている建設工事などに係る騒音や飲食店などの営業に係る悪臭の苦情については、解決に苦慮する案件が多いため、事業者に対する指導等、適切な対処を行っていく必要があります。
- 魅力のある都市景観を保全するため、市民・事業者の景観形成に対する理解と協力を図り、市民・事業者・行政の協働による景観の維持・形成が求められます。
- 市内に数多くある文化財を適切に保全するとともに、市民の文化・歴史に対する理解と関心を高めるため、情報整備・提供を行い、有効利用を図ることが求められます。

◆引地川親水公園



◆一級河川 小出川



(2) 自然環境

■環境の現状

本市には、相模野（相模原）台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、さらに江の島の海食崖・岩礁など変化に富んださまざまな地形が見られ、温暖な海陸風地帯に位置しています。また、市域を南北に貫流する引地川や境川などの川沿いの斜面林は、周辺の農地や川辺が一体となった環境を形成しており、川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪などの谷戸*は、水田・雑木林として利用・管理されながら里地里山として維持されてきました。

本市では「藤沢市緑の基本計画」に基づき緑地の保全、都市公園の整備、公共施設や民有地の緑化の推進を行っており、都市公園等の面積は年々増加していますが、近年の人口が増加傾向にあるため、緑地率及び市民一人当たりの都市公園等の面積は微減傾向となっています。

農地は良好な景観形成や防災空間としての機能などをもち、国土・環境の保全としても重要な役割を持っています。本市の経営耕地面積は減少傾向にあるため、農地を保全するとともに、「藤沢市地産地消*推進計画」に基づき、藤沢産農水産物等を取り扱う飲食店等を「藤沢産利用推進店」として認定し、生産者、消費者、事業者及び行政が一体となって「地産地消」を推進するなど、本市の特色ある農水産業の持続的な発展及び健康で豊かな市民生活の実現を目指しています。

◆引地川特別緑地保全地区*



◆辻堂海岸の植生状況



■今後の課題

- 河川部や台地、谷戸、海岸部などさまざまな姿で本市に残る緑を保全するため、それぞれの地域ごとの生態系に合わせた保全を行うとともに、地域間をつなぐ生態系ネットワーク*を形成するための適正な管理等が求められます。
- 継続して固有性の高い海岸部のビオトープ*拠点や水辺のビオトープ拠点の保全を県・市民団体・NPO 法人・大学等と協働で実施するとともに、市民の関心を高めるため情報提供等を行っていく必要があります。
- 緑地率や市民一人当たりの都市公園等の面積は微減傾向にあり、引き続き、市内の緑地の確保・保全に努めていく必要があります。
- 環境保全型農業など環境と調和した持続可能な農業への転換が求められます。

◆『藤沢の自然』シリーズ



◆『藤沢の自然観察ガイド』シリーズ



(3) 資源循環

■環境の現状

市民1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）は、2016年度（平成28年度）以降、減少しています。家庭系ごみは2016年度（平成28年度）以降、減少していましたが、2019年度（令和元年度）は台風による災害廃棄物等の増加、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により増加しました。事業系ごみは、大型商業施設の開業などにより、事業系可燃ごみが増加後、横ばいとなっていました。2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。廃棄物の資源化率*及び灰溶融等資源化を除いた資源化率は微減傾向となっていました。2019年度（令和元年度）から2020年度（令和2年度）にかけては増加しており、資源化率が33.7%、灰溶融等資源化を除いた資源化率が25.8%でした。ごみに占めるプラスチックの割合（湿ベース）については、2019年度（令和元年度）から2020年度（令和2年度）にかけては減少していますが、2013年度（平成25年度）と比べて増加しています。

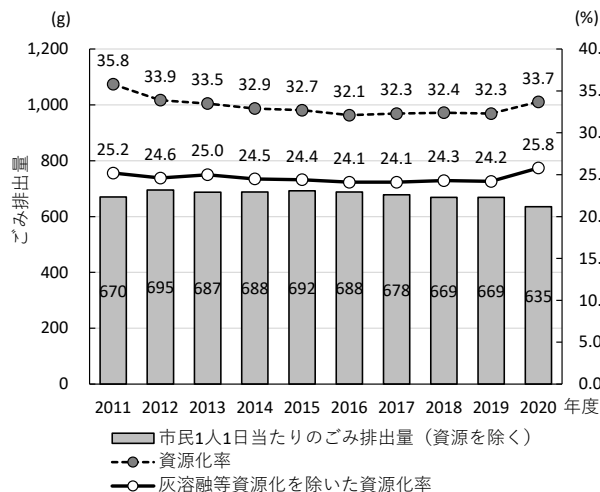
本市では、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民・事業者・行政が一体となってごみの減量・資源化を推進しています。

社会動向としては食品ロスやプラスチックごみの問題が注目されており、本市でも生ごみ処理器等の購入助成やフードシェアリング*サービス事業者との連携による食品ロス削減対策、商品プラスチックリユース事業等によるプラスチックごみ削減対策に取り組んでいます。

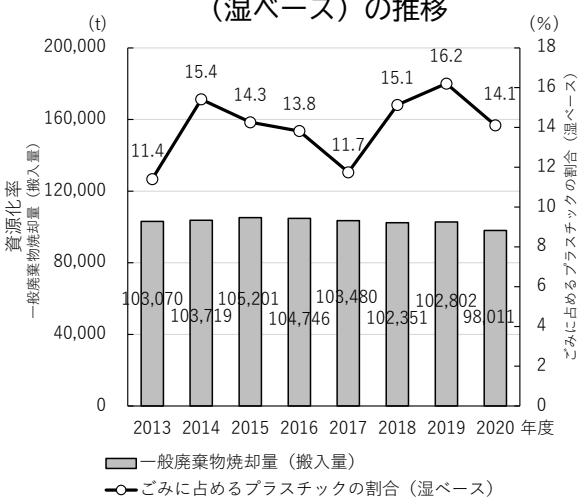
また、廃棄物の適正処理を推進するため、不法投棄の防止、一般廃棄物処理業者への指導等を行っています。2008年（平成20年）からインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるごみ検索システム、2015年（平成27年）からスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」、2021年（令和3年）からは藤沢市LINE公式アカウントからの検索を開始し、市民のごみ減量・資源化に対する利便性の向上を図っています。

「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町間で「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、広域的かつ総合的に適正な処理施設の整備を進めています。

◆市民1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）、資源化率及び灰溶融等資源化を除いた資源化率の推移



◆一般廃棄物焼却量（搬入量）ごみに占めるプラスチックの割合（湿ベース）の推移



■今後の課題

- 家庭系ごみ排出量は減少傾向ですが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により増加しているため、更なる削減に向けて、今後も家庭における生ごみの削減やごみの資源化の促進など、リデュース*・リユース*・リサイクル*（3R）を推進していく必要があります。
- 焼却施設におけるごみ搬入量のプラスチック割合（湿ベース）は、2013年度（平成25年度）と比べて増加傾向であり、海洋プラスチック対策と併せて、焼却に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、プラスチックごみの削減に向けた取組を推進することが求められます。
- 食品ロスやプラスチックごみの削減のため、家庭でできる行動の意識啓発や事業者と協力した取組等を推進することが求められます。
- 各ごみ処理施設の老朽化が課題となっており、各処理施設の適切な運営と老朽化などの状況に合わせた施設整備を行っていく必要があります。
- ごみの広域処理を推進するため、県や周辺自治体と連携して廃棄物処理の安定化、効率化及び廃棄物処理施設の延命化を図っていく必要があります。

◆石名坂環境事業所



◆北部環境事業所 1号炉



(4) 環境教育・協働

■環境の現状

現在、私たちが直面しているさまざまな環境問題の解決を図るためには、環境の保全、創造に向けて、環境教育・環境学習によって理解を深めるとともに、市民・事業者・行政が連携・協働し、各主体自らが実際の行動に移すことが不可欠です。そのためには、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、日々の生活と結びつけて考え、理解を深めることができるような状況や場づくりが重要です。

本市では、市内の自然を紹介する刊行物や公民館における環境関連講座の開催などにより環境情報の整備と提供、共有化等を図っています。また、小学校や保育園等での「ごみ体験学習会」や「リサイクルプラザ藤沢」を活用した環境啓発等により、環境学習の場や機会の創出に努めています。

より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持ち、さまざまな環境保全活動と環境美化活動が展開されるよう、2009年度（平成21年度）に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。また、簡単な質問に回答するだけで、1年間でどのくらいの二酸化炭素削減につながるかなどがわかる「エコライフチェック」を掲載し、市民・事業者の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

海岸ボランティア清掃、「ゴミゼロクリーンキャンペーン」や地区内道路等のボランティア清掃を始めとした、地域自治会や市民、団体等と協力して環境美化の意識を高めるような地域活動及び啓発活動を推進しています。環境美化活動への参加者数は年々増加し、2019年度（令和元年度）は延べ134,425人が参加しました。

◆リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設



◆ゴミゼロクリーンキャンペーン



■今後の課題

- 環境教育や環境学習の充実を目指すとともに、幅広い世代に向けた情報提供を積極的に行い、市民や子どもたちの環境美化に対する意識の向上を図る必要があります。
- 市民による環境保全活動を継続して推進するとともに、多様な体験学習や事業者と協力した環境学習等を実施することで、環境保全活動を幅広く展開していくことが求められます。
- 食品ロスやプラスチックごみの削減、地球温暖化対策や気候変動への適応などの環境問題に対しても、市民・事業者と協力した取組を推進する必要があります。
- 各主体が協働・連携して取組を進めていくため市が環境保全・環境美化活動に率先して取り組むとともに、近隣自治体などとの都市連携により広域的に先進的な取組を進めていく必要があります。

◆ふじさわ環境パネル展の様子



◆ふじさわ環境パネル展 WEB 版チラシ

～今だからこそ！会場でもWEBでも～

令和3年度 ふじさわ 環境パネル展

WEB版



公開日：2021年(令和3年)12月13日(月)から
場 所：藤沢市環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」内
下のQRコードからサイトに入室できます

ふじさわ環境パネル展～WEB版～とは

目標、環境について活動されている団体・事業者の取組や活動内容などを紹介するため、ふじさわエコ日和内に特設ページを作成いたしました。

環境保全や地球温暖化防止に関する取組・活動を知ってもらい、環境への意識をより一層高め、ぜひ具体的に環境保全に取り組んでいくための参考にしてみてください。

ふじさわエコ日和
GOOD DAY FOR ECO



(5) 地球環境

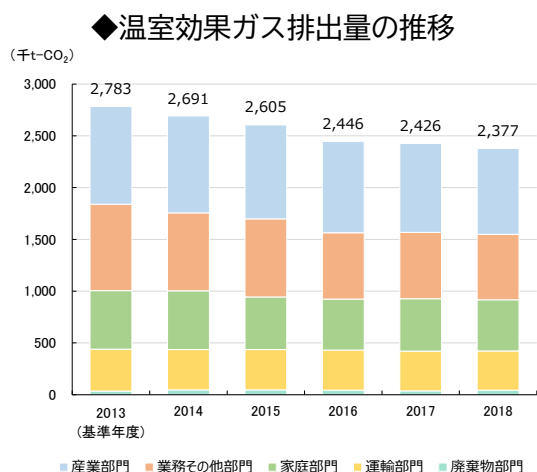
■環境の現状

本市では、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市民・事業者・行政の協働で地球温暖化防止の取組を進めています。併せて、市が一事業者として、環境保全やエネルギー使用量の削減を率先して行うための「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んでいます。

地球温暖化に伴い、大雨の頻度の増加や熱中症リスクの増加、感染症を媒介する生物の生息域拡大など、気候変動の影響が各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動の影響による被害を回避・軽減していくために、「適応」が必要とされています。国では、気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進しています。2018年（平成30年）に「気候変動適応法」を施行し、地方公共団体に対して、区域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動の適応に関する施策を講じることを求めており、2021年（令和3年）に閣議決定した「気候変動適応計画」では、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。また、2020年（令和2年）10月には、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指していくとしています。

本市では、2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、「脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。」、「気象災害から市民の安全な暮らしを守るため、風水害対策を強化します。」、「気候変動の危機的状況を市民・事業者・行政などあらゆる主体が広く情報共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。」の3つの柱を掲げ、取組を進めています。

本市の温室効果ガス排出量は2013年度（平成25年度）以降、省エネルギー対策の実施による使用エネルギーの減少や電気の使用における二酸化炭素排出係数の低減により減少しており、2018年度（平成30年度）は2,377千t-CO₂と、2013年度（平成25年度）から406千t-CO₂（14.6%）削減しています。



◆市役所本庁舎の電気自動車用急速充電器



■今後の課題

- 2050年（令和32年）までに市域の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするために、排出割合が高い「産業部門」や「業務その他部門」における対策を強化していく必要があります。また、本市では、今後、2030年（令和12年）まで人口が増加していくことが予測されるため、「家庭部門」や「運輸部門」における対策も併せて強化していく必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、みんなが環境に配慮した省エネ行動を実践している新しい生活様式の普及啓発や、環境にやさしい都市システムの構築、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消などを推進する必要があります。
- 市民・事業者を先導するため、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき市が率先的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。
- 気温上昇に伴い、近年多発する台風及び局地的な大雨などの気候変動の影響による被害や、熱中症のリスクの増加、感染症を媒介する生物の生息域拡大による感染症リスクの増加などに対して、継続的に「適応策」を講じていく必要があります。

◆ 「エコのわ、ひとのわ。ふじさわ（COOL CHOICE リーフレット）」

3 前計画における評価と課題

(1) 前計画における評価

■環境にやさしく空気や川のきれいな藤沢

ダイオキシン類や有害大気汚染物質、微小粒子状物質（PM2.5）*については、環境基準を達成しており、良好な状態を保っています。

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染については、一部の項目・一部の測定地点で環境基準を達成していません。

また、「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑地の目標量の確保に向けて、公園等の整備や条例に定められた制度による緑化などを進めていますが、近年の人口の増加傾向に伴う土地利用転換等により微減傾向にあり、最終目標値には届いていない状況です。

達成指標	2015年度 ^{※1} (改定時実績)	2020年度 (直近実績)
大気汚染に係る環境基準を達成する	一部未達成 ^{※2}	一部未達成 ^{※2}
有害大気汚染物質に係る環境基準を達成する	達成	達成
ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を達成する	達成	達成
微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準を達成する	達成	達成
地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成する	一部未達成 ^{※3}	一部未達成 ^{※4}
土壌汚染に係る環境基準を達成する	一部未達成 ^{※5}	一部未達成 ^{※6}
ダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準を達成する	達成	達成
「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑地の目標量を確保する (2020年度：27%)	25.4%	25.1%
水質汚濁に係る環境基準を達成する	一部未達成 ^{※7}	一部未達成 ^{※8}
ダイオキシン類による水質汚濁、底質汚染に係る環境基準を達成する	達成	達成
放射線量モニタリングを定期的実施・公表し、放射性物質への対応を実施する	達成	達成

※1 前計画の改定時における直近年度の実績。

※2 監視対象5物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局4カ所において環境基準を未達成。

※3 汚染が確認され継続監視している調査地点6地点のうち、テトラクロロエチレンが2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点で環境基準を未達成。

※4 汚染が確認され継続監視している調査地点4地点のうち、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準を未達成。

※5 12カ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施中。

※6 現在3カ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び16カ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施中。

※7 海域の江の島西で大腸菌群数及び化学的酸素要求量(COD)が環境基準を未達成。また、本市計画による河川水質測定11地点のうち、「小出川」、「打戻川」で生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準を未達成。

※8 海域の江の島西及び辻堂沖で溶存酸素量(DO)が環境基準を未達成。また、本市計画による河川水質測定11地点のうち、「蓼川」、「小出川」、「打戻川」で生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準を未達成。

■快適で潤いのある、住みやすい藤沢

市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量と廃棄物の資源化率は、ごみ分別の促進などにより、目標を達成する見込みです。「都市景観条例」及び景観計画に基づき、適切に景観誘導を図ることによって目標を達成しています。

騒音については、航空機騒音調査では、全ての測定地点で環境基準を達成しましたが、一般環境騒音調査及び自動車騒音調査では、一部の地域で環境基準を達成していません。

都市公園等の面積については、都市公園の新規整備を進めるとともに、地域の意見を取り入れた公園づくりを行っており、面積は年々増加していますが、近年の人口が増加傾向にあるため、市民一人当たりの都市公園等の面積は微減傾向にあり、最終目標値には届いていない状況です。

藤沢産利用推進店については、チラシを作成し、新規登録店舗を募集するとともに、さまざまな媒体等を通じて情報発信を行っていますが、最終目標値には届いていない状況です。

達成指標	2015年度 ^{※1} (改定時実績)	2020年度 (直近実績)
市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量を693g以下にする	692g/人・日	635g/人・日 ^{※3}
廃棄物の資源化率 ^{※2} を32.5%以上にする	32.8%	33.9% ^{※3}
廃棄物の資源化率 ^{※2} から溶融資源化を除いた場合、24.1%以上にする	24.5%	25.9% ^{※3}
騒音に係る環境基準を達成する	一部未達成 ^{※4}	一部未達成 ^{※5}
航空機騒音に係る環境基準を達成する	一部未達成 ^{※6}	達成
市民一人当たりの都市公園等の面積を概ね14㎡にする	13.2㎡	12.7㎡
届出対象行為に該当する大規模建築物等における景観形成基準を達成する	達成	達成
藤沢産利用推進店の登録店舗の数を177店舗にする	128店舗	126店舗 ^{※3}

※1 前計画の改定時における直近年度の実績。

※2 前計画における資源化率は、本市の処理施設で資源化しているものに、本市の施設で資源化できない処理困難物を含めて計算。

※3 目標年度の設定が2020年度（令和2年度）以降であるため、2020年度（令和2年度）時点での達成見込みによる評価。

※4 一般環境騒音調査については、市内に16カ所の測定地点を設け、4カ年計画で測定を実施しており、一部の地域で環境基準を未達成。自動車騒音調査を行った7路線7区間において、調査区間における住居等の総戸数6,244戸に対して、354戸（5.7%）が環境基準を未達成。

※5 一般環境騒音調査については、市内に16カ所の測定地点を設け、4カ年計画で測定を実施しており、一部の地域で環境基準を未達成。自動車騒音調査を行った8路線10区間において、調査区間における住居等の総戸数5,018戸に対して、294戸（5.9%）が環境基準を未達成。

※6 航空機騒音をテレメータシステムにより、常時監視を行っている5地点のうち、3地点で環境基準を超過。

■豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢

「藤沢市みどり基金」を活用した緑地の維持管理や取得、特別緑地保全地区などの緑地の保全に取り組み、2020年度（令和2年度）からは新たに川名緑地において、NPO法人との協働による保全活動を開始しました。また、池や遊水地などの貴重な水辺の保全・整備などの生物多様性の保全や環境情報の提供に努めるとともに、既存ビオトープの保全と再生に取り組んでいます。

達成指標	2015年度※ (改定時実績)	2020年度 (直近実績)
市民協働により保全活動を行う緑地数を増加する	継続	継続
ビオトープ拠点を保全・再生し、創出する	継続	継続

※ 前計画の改定時における直近年度の実績。

■環境への意識が高く、積極的な活動がなされている藤沢

ウェブサイトや市民ギャラリー常設展示室で資料を公開し、歴史を踏まえた文化の継承に努めることができましたが、環境関連講座や体験学習、環境美化活動については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、一部中止としたため、2020年度（令和2年度）では目標を達成できませんでした。

達成指標	2015年度※ ¹ (改定時実績)	2020年度 (直近実績)
市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用を充実させる	継続	継続
公民館等における環境関連講座の実施を推進する	24 講座	12 講座※ ²
環境分野に関する体験学習会等への参加人数を増やす	5,517 人	2,666 人※ ²
環境美化活動への参加人数を増やす	6,742 人	中止※ ²

※¹ 前計画の改定時における直近年度の実績。

※² 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため一部の講座や見学、美化活動を中止。

■未来の地球環境への投資を行う藤沢

温室効果ガス排出量の削減は進んでいますが、2018年度（平成30年度）時点では、1990年度（平成2年度）比で28.5%の削減であり、目標である2022年度（令和4年度）までに温室効果ガス排出量を40%削減することは難しい状況にあります。また、家庭における温室効果ガス排出量は1990年度（平成2年度）よりも増加しており、目標の達成は難しい状況にあります。

達成指標	2014年度 ^{※1} (改定時実績)	2018年度 ^{※2} (直近実績)
温室効果ガスを1990年度（平成2年度）比、40%削減する	24.1%	28.5%
国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスを削減する（1990年度（平成2年度）の民生（家庭）部門の温室効果ガス排出量：277.6千t-CO ₂ ）	457.1千t-CO ₂	405.4千t-CO ₂

※1 温室効果ガス排出量に使用する統計資料の公表時期により、前計画の改定時に把握可能な直近年度である2014年度（平成26年度）の実績。

※2 温室効果ガス排出量に使用する統計資料の公表時期により直近実績は2018年度（平成30年度）として設定。

（2）今後の課題

- 大気や水質、騒音における環境基準の達成に向けて対策を進めていくとともに、継続的に調査を行い、達成状況を把握していく必要があります。
- 緑地の保全に関する取組を継続していくとともに、緑地の創出についても取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、環境意識の向上を図るために、「新しい生活様式」に即した取組を検討していく必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、新たな目標を設定し、エネルギーの地産地消などを計画的に進めていく必要があります。

4 環境意識調査

(1) 市民の環境に関する満足度

「市民の環境に関する満足度」について、「満足している=2」、「まあ満足している=1」、「やや不満である=-1」「不満である=-2」とし、前回調査時（2016年度（平成28年度））との平均満足度について比較を行っています。

「市民の環境に関する満足度」は、前回調査時よりも低下している傾向にあります。また、「環境にやさしい都市システムによる脱炭素社会が創造されている」、「エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギー*の活用とマネジメントが行われている」、「地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている」などの地球温暖化に対する取組や「環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている」、「市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている」については、前回調査時と同様に満足度が低い状況にあります。

◆市民の環境に関する満足度



(2) 事業者の環境に関する満足度

「事業者の環境に関する満足度」についても、「市民の環境に関する満足度」と同様に、前回調査時（2016年度（平成28年度））との平均満足度について比較を行っています。

「事業者の環境に関する満足度」は、前回調査時よりも低下している傾向にあり、特に「環境にやさしい都市システムによる脱炭素社会が創造されている」、「環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている」、「市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている」、「地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている」については、満足度が大きく低下しています。

◆事業者の環境に関する満足度

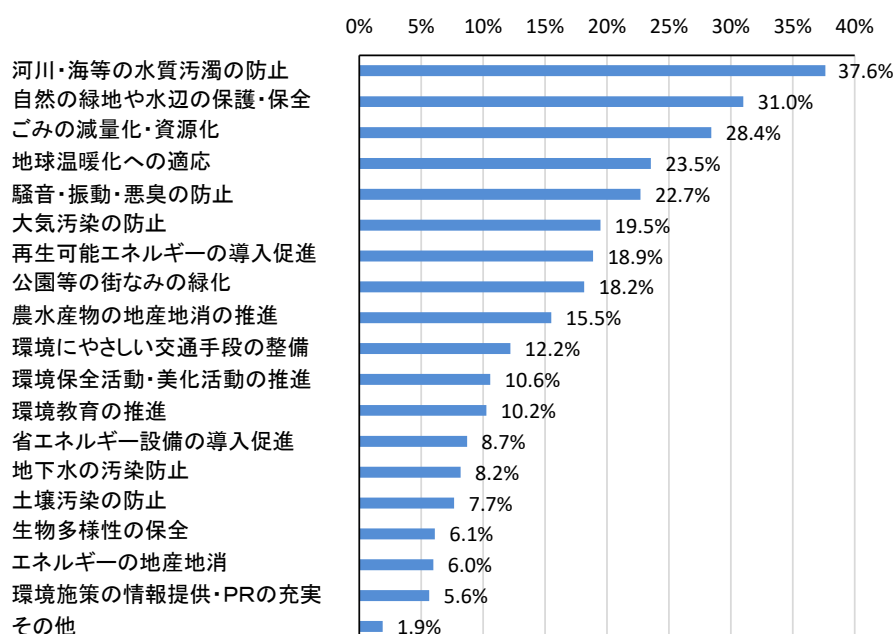


(3) 重点的に進めるべき施策

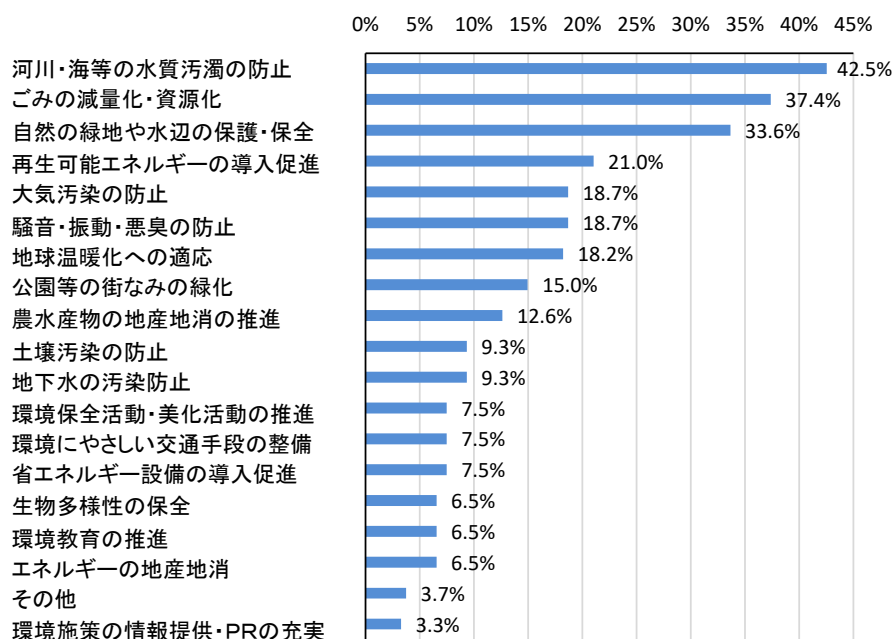
「重点的に進めるべき施策」については、「河川・海等の水質汚濁の防止」、「自然の緑地や水辺の保護・保全」、「ごみの減量化・資源化」の回答割合が市民・事業者ともに高くなっています。

また、その他の項目として、市民では、「地球温暖化への適応」、「騒音・振動・悪臭の防止」が、事業者では、「再生可能エネルギーの導入促進」、「大気汚染の防止」、「騒音・振動・悪臭の防止」の回答割合が高くなっています。

◆重点的に進めるべき施策（市民）



◆重点的に進めるべき施策（事業者）



(4) 今後の課題

- 美しい海や河川を次世代に引き継いでいくために、排水対策などの水質汚濁の防止に向けた取組が求められています。
- 環境負荷の低減や温室効果ガス排出量の削減に向けて、ごみの減量・資源化による循環型社会の形成を進めていくとともに、家庭における食品ロスや事業者における食品廃棄物の削減に向けた取組を行っていくことが求められています。
- 脱炭素社会の実現を目指して、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消、徒歩による移動や公共交通機関及び自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメント*の推進が求められています。
- 自動車や航空機による騒音対策を進めていくとともに、工場や事業所における悪臭防止対策を進めていくことが求められています。
- 地球温暖化対策や自然環境の保全などに市が率先して取り組むことで、各主体を牽引していくことが求められています。

◆江の島外景

